

【只木ゼミ後期第5問】

宗教法人 A の責任役員である甲は、A の代表役員らと共謀の上、①平成 4 年 4 月に、業務上占有する A 所有の「本件土地 1」を B 株式会社に対し代金 1 億円余で売却し、同日、その所有権移転登記手続を了して横領し、また、②同年 9 月、業務上占有する A 所有の「本件土地 2」を株式会社 C に対し代金 1500 万円で売却し、同年 10 月、その所有権移転登記手続を了して横領した。

ところが、甲は、上記各売却に先立ち、各土地に抵当権を設定していた。すなわち、本件土地 1 については、昭和 55 年 4 月、甲が経営する D 株式会社を債務者とする極度額 2500 万円の根抵当権(「本件抵当権[1]」)を設定してその旨の登記を了し、その後、平成 4 年 3 月、D を債務者とする債権額 4300 万円の抵当権(「本件抵当権[2]」)を設定してその旨の登記を了し、また、本件土地 2 については、平成元年 1 月、D を債務者とする債権額 3 億円の抵当権(「本件抵当権[3]」)を設定してその旨の登記を了していた。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成 15 年 4 月 23 日大法廷判決